

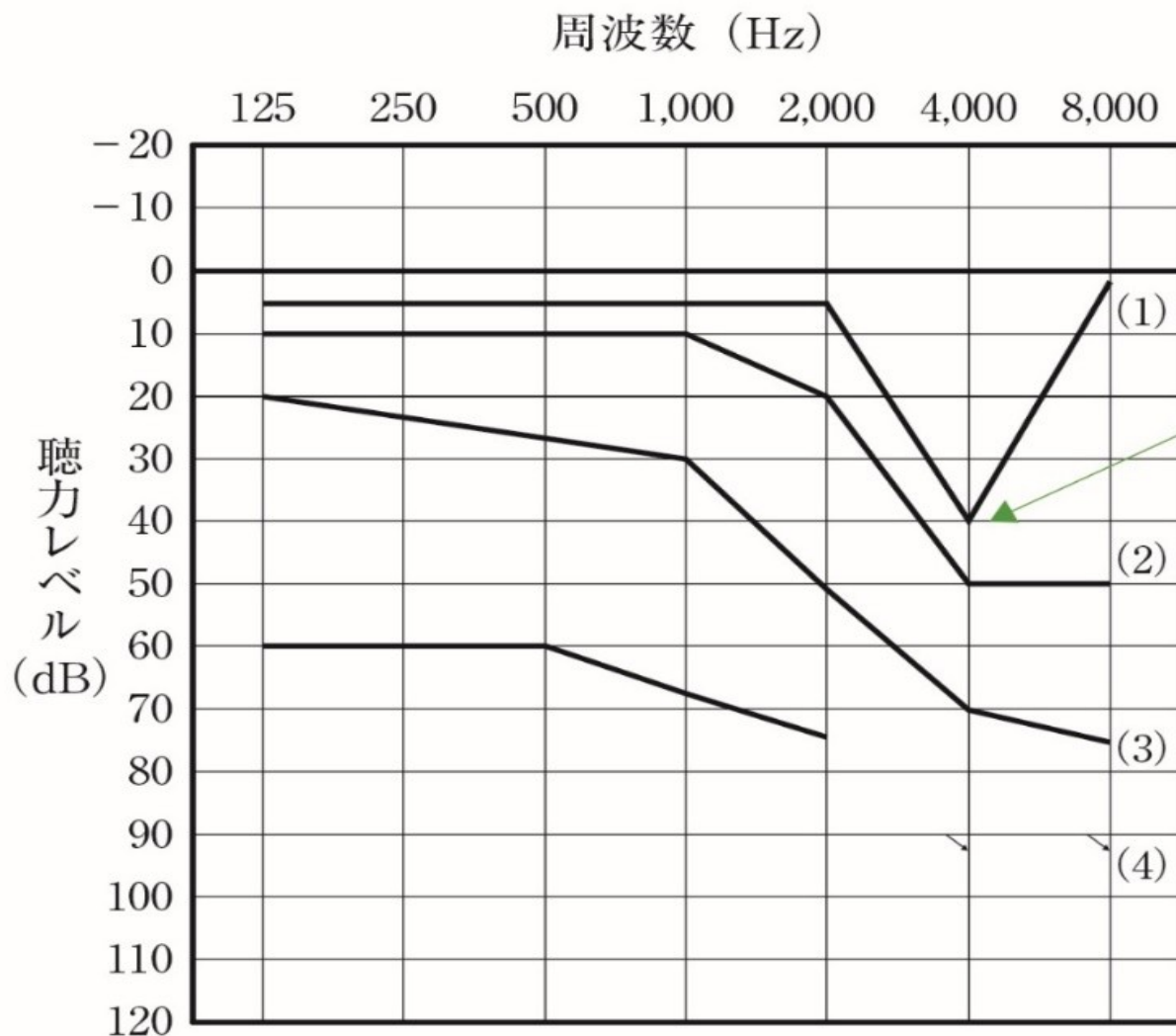
騒音性難聴のポイントと誤解

- 騒音性難聴による聴力低下は、**現在の医療では治療できない。失われた聴力は戻らない**
- 騒音性難聴は等価騒音レベル85dB以上の騒音にばく露されることで、**5～15年かけてゆっくり進行する**
(騒音に慣れてしまうは「聴力低下が進行している」ということ)
- 聴覚保護具(耳栓等)を適切に使用すれば、騒音性難聴の予防、及びその進行を止めることが可能である
- △ 耳栓をすると警報や仕事上の指示が聞き取れない
- × 耳栓は完全に騒音をシャットできる物を使うべき
- × 騒音性難聴と加齢性難聴とは同じようなもので区別はつかないので、労災認定されることは少ない

騒音性難聴の特徴

- 初期は4,000Hz付近の聴力低下から発症（C5dip）
- 人の会話域は500Hz～2000Hzであるため初期では日常会話に大きな支障がなく自覚が遅く、対策も後手になってしまう。そのため、健康診断により初期段階で把握し、進行予防を行うことが重要
- 左右の聴力低下の差異は初期にあるが進行すると両側性となる
- 騒音ばく露が長期に及ぶと、聴力低下は高周波域に進行、さらに進行すると低周波域に進む
- 耳鳴りの自訴も多く、非常に大きなストレスとなる
- 定年退職期まで自覚されないので職場の意識が低い
⇒潜在的な労働災害被災者はもっと多い？

騒音性難聴の進展様式



(1) 初期は4,000Hz付近の聴力低下から発症

騒音性難聴の典型的初期症状(C5dip)

(2) ばく露が長くなるとより高い周波数域に聴力低下が進行

(3)~(4) さらなる長期ばく露で低周波数域に聴力低下が進行。会話に障害が生じる

騒音性難聴の進展様式

出典：日本聴覚医学会編「聴覚検査の実際 第4版」P.21 図I-2-15 南山堂、2017より引用し、一部改変

騒音障害防止のためのガイドライン改正のポイント

2023(令和5年)4月20日改正

- 衛生管理者等から「騒音障害防止対策の管理者」を選任すること
- (手持ち工具等) 騒音源が移動する作業においては「個人ばく露測定」を行うことができる
- 聴覚保護具についてJIS T8161-1により表示されている遮音性能値を目安に必要なものを選定する
- 騒音健康診断検査項目の見直し
 - 4,000Hz検査の音圧を40db⇒25dB及び30dBに変更
 - 30dB検査での有所見者の2次検査では新たに、6,000Hzでの検査が必要

騒音障害防止のためのポイント

- 騒音職場について問題意識、改善意欲、対策について十分な認識を持つ
- 可能な限り騒音低減対策を講じた上で、等価騒音レベルによる測定を行う
- 等価騒音レベル 80～85dB 以上の職場では聴覚保護具(耳栓等)を使用する
- 保護具(耳栓等)は、騒音をすべてシャットする必要はなく許容基準をクリアするための保護具。警報や作業指示などは聞こえる範囲のものを選択する
- 健康診断の実施とその結果チェック、二次検査の実施
- 騒音性難聴の苦しさ、予防の必要性に係る教育を行う

騒音性難聴に苦しむ人

遅すぎた騒音性難聴の対応

私は土木作業の現場で現場監督をしていました。土木の基礎となる杭打ちをする工事で、その騒音は大変なものでした。現場に出た頃の頃はその音に耐えられず耳栓をしていましたが、慣れてくると会話のしづらさもあり、耳栓をしなくなりました。そんな現場を約4年行っていました。現場が終わると大体毎日耳鳴りが夜まで続きます。しかし、夜遅い時間にはそれもなく、朝には全く感じない日々でした。3年目を過ぎたある時から、夜中になっても耳鳴りが発生し、朝になっても続く状態が続きました。初めは軽いものでしたのでそのまま放置していましたが、段々とひどくなり、眠れない状態までになってしまいました。あまりにもひどい耳鳴りなので仕事を休み病院に行きました。医師の診断では騒音性難聴といわれ、来るのが遅すぎると怒られました。騒音性難聴になると昔のような聴力になることはないかもしれないとの診断結果に、もっと早く来るべきであったと心底後悔しました。ビタミン等を摂取し、仕事も変えましたが、昔ほどではないですがまだ耳鳴りがします。

みなさんに考えてほしいこと

- 人材不足、健康寿命増進などを受け、70歳まで働く環境づくりが進んでいます
- これまでは、生活に支障を感じ、聴力低下を自覚するのは定年退職後が多かったと考えられます。今後は在職中にこれを自覚することが増え、労災認定を求めるケースも増えてくると考えられます。
- 騒音性難聴は十年単位で進行するものが多く、若い頃からの予防がなによりも重要です
- 騒音性難聴の予防も他の高年齢労働者の労働災害防止と同様に、若い頃から健康確保対策に取り組んでいくことが重要であり、早期に対策や保健指導に取り組むことです。

「騒音障害防止対策管理者」 のための労働衛生教育

- 厚生労働省ガイドラインに示されたカリキュラムによる講習を開催します。ぜひ受講ください。
- 9月18日(木)13:30～ 大垣市職業訓練センター
- 詳細は大垣労働基準協会HPにて ⇒



科目	範囲	時間
騒音の人体に及ぼす影響	・影響の種類・聴力障害	30分
適正な作業環境の確保と維持管理	・騒音の測定と作業環境の評価 ・騒音発生源対策・騒音伝ば経路対策等	80 分
聴覚保護具の使用及び作業方法の改善	・防音保護具の種類及び性能 ・防音保護具の使用方法及び管理等	40 分
関係法令等	・関係法令、ガイドラインの主要事項	30分

合計 180 分 3 時間